

# 外国為替決済勘定\*

— “Nostro”, “Vostro” および

“Loro” account について —

足 立 禎

## 1. 問題の所在

為替取引は外国為替であれ、また内国為替であれ、最終的には他銀行あるいは本支店間の貸借として処理される。しかし、現在同一国内における自国通貨建の為替取引、換言すれば内国為替取引の貸借尻、すなわち為替尻は、中央銀行を通じて決済されている。

国際間の為替取引にあっては、世界中央銀行といったものが存在しないため、最終取引当事者である為替銀行はあらかじめコルレス先、あるいは本支店間相互に為替尻決済のため勘定を開設保有しなければならない。

これらの決済勘定は通常次の二つに分類されている。すなわち「当方勘定」(Our account)と「先方勘定」(Their account)である。

従来、わが国ではこの両勘定に対する理論的説明がいろいろな観点からなされてきたように思われる。このため初学者にとってはなほだ理解しにくいものとなっているようであるし、他方今次大戦後、飛躍的に発展したユーロ・カレンシイ市場は第三者名義勘定(Loro account)の重要性を増大させたし、またその処理も変って来た。

戦後のこの種の本邦文献をみると当方勘定、先方勘定に対する説明はまちまちで必ずしも満足すべきものではないし、第三者名義勘定に至っては取扱っている文献はほとんどないし、たまたまあっても本論とけか離れた解説がなされている。もっとも欧米の各種文献をみてもこの第三者名義勘定(Loro account)について、その本質を正確に論じているものはほとんどない。

\* 原稿受領 1970年7月16日

さて、この難解なる当方勘定・先方勘定の説明を吉田良三氏の銀行簿記提要（三訂版）に求めてみよう（同頁 213-215）。

『外国他支店勘定——外国為替取引の結果、外国他支店との間に生ずる貸借関係を処理する勘定で次の二つに分たれる。

(1) 外国他（支）店貸勘定 Foreign Bank (Branch) Our % or Nostro %

これは、外国為替取引から生じた、外国他支店への預け金を処理する勘定である。買入外国為替および利付為替手形の代金取立が外国他支店に依頼され、期日に入金した時この勘定の借方に、売渡外国為替の代金を取組先銀行で支払った時又は外貨手形の代金取立を依頼され、期日にその代金を取立入金せるとき、この勘定の貸方に振替えられる。前者は預け金をなすものであり、後者は預け金を引出すものである。外国為替取引においては、借越となる場合には直ちに資金を送付する手続をとるから、当方口取引は他店へ貸の一勘定あるのみである。

(2) 外国他（支）店借勘定 Foreign Bank (Branch) Their % or Vostro %

これは、外国為替取引から生じた外国他店よりの邦貨預り金を処理する勘定である。この預り金は外国他支店振出にかかる為替手形の支払資金となる。故にこの勘定の貸方記入は、外国為替の取立に関する取引であり、又借方記入は、その支払に関する取引である。その重なるものは次のとおりである。

1. 借方記入（預り金の受入）

- イ、自国貨幣で送金を取組んだとき、
- ロ、外国他支店買入の円貨手形の代金取立を依頼せられ、取立入金せるとき、
- ハ、邦貨代金取立手形の代金取立を依頼せられ、その代金を取立入金せるとき、

2. 借方記入（預り金の支払）

- イ、自国貨幣で送金為替を取組まれ、その代金を支払ったとき、
- ロ、輸出利付手形を買入れ、予定支払日に振替えるとき、
- ハ、円貨代金取立手形の代金が先方銀行で取立済となれるため、依頼人へ右手形代金を支払うとき、

斯の如く、外国他支店借、即ち先方口取引は当行において、為替換算の必要がない場合である。内国為替取引に於ける当方口・先方口の区別は、当行が取引を起したか又は先方が取引を起したかの相違であるが、外国為替取引では、むしろ為替換算を行なうのが当行であるか、または先方であるかによって、当方口と先方口とに分かれるのであ

て、この点は十分留意する必要がある』

文章が戦前の文体であるので、若い人にはちょっと読みづらいかも知れないが、戦前派の人にとっては懐しい一節であろうと思う。恐らく、若い人にとっては内国為替の当方口・先方口など初めて耳にする言葉であろうし、他方、これらのことを知っている人々は、現在でも外国為替決済勘定の当方口・先方口が特殊なものであるという印象をいだき続けていると思う。

もちろん、吉田氏の述べていることは正しいのであるが、ちょっと理論的に飛躍があるので、このような印象を持つのは当然である。ところが、最近戦後の本邦文献をみると「当方勘定は先方勘定と表裏をなすもので、当方勘定は memorandum % (控え勘定) である」といった論旨をしばしば見受ける。このため、なおさら初学者にとっては当方勘定・先方勘定の本質が理解しえたような、またわからないようなものとなっているように思われる。

この原因がどこにあるのか、また果して外国為替決済勘定における当方口・先方口は特別なものであるのか、また諸外国の文献はどのように説明されているか、その辺の疑問を解明してみたい。

## 2. 決済勘定の開設

国際間にまたがる為替取引の結果、海外本支店、あるいはコルレス先との間に生ずる貸借関係の性質はちょうど当座勘定の貸借と同じである。なぜならば、これらの貸借は一種の当座貸借で期限を持たず、出し入れ、すなわち貸借記が自由で、従って随時にその返済回収が行なわれているからである。

しかし、国際間にまたがる為替取引の決済勘定は地域的に離れているために当座預金のように、小切手を使用することが一般にできない。それ故、必要な条件をあらかじめ文書で取決めておく必要がある。もちろん本支店間は同一法人格であるので、相互に貸借は比較的自由であり、その銀行の内部規定により拘束されるが、他行との取引においては、仕向・被仕向取引を行なうについて、また勘定の貸借記について、あらかじめ条件を定めて取引契約を締結するのが一般的慣習である。これをコルレス契約という。この契約条件の下で、銀行は勘定を開設、保有することになる。たとえばインドの銀行が本邦の為替銀行に円建勘定を開設したり、あるいは本邦の為替銀行がニューヨークの銀行に米ドル建勘定を開設するのである。

これらは純粋な預金勘定の場合もあるが、コルレス契約の場合には一定の貸越も認めもらうので、一般に「勘定」といっている。本来「勘定」、すなわち account は口座の口分を指し、相互の間に running account のある場合に用いられる用語である。

具体的な勘定開設の手続としてはインドの銀行は本邦の為銀から円を借入れるか、あるいは自行保有の米ドルを売却して円を調達して勘定を開設する。本邦為銀が米ドル勘定を開設する場合も同様な方法がとられる。

### 3. 当方勘定と先方勘定

このようにして開設された勘定は、わが国ではその勘定の名義により当方勘定 (Our account) と先方勘定 (Their account) の二つに分類されている。

当方勘定というのは理解しやすい。要するに当方名義の勘定であるから、その勘定が外貨建であれ、自国貨建であれ、自己勘定保有先、すなわち相手方に対し our account with you といってもなんらの抵抗も感じない。換言すれば「貴方にある当方名義の勘定」ということで余り疑問も起こらない。ところが、先方勘定を “Their account” という第三人称で表現するのは日本語の「先方」の意味からして理解しうるが、これは明かに your account の意味ではない。すると当方勘定と先方勘定、すなわち Our account と Their account とは別個のものであり、一つの勘定を異なる立場から区別した名称ではないといえる。

要するに当方勘定はどこまでも当方名義の勘定であり、強いて相手先からみれば貴方勘定、すなわち Your account である。また、当方からみて、先方勘定とは当方に開設されている先方名義の勘定で、これは前述の当方勘定とは何んら関係ない。ここでまず、当方勘定と先方勘定というのは自己を中心としてその勘定の名義により分類されるべきもので、これら両勘定は全く別個の独立したものであることを銘記しておく必要がある。

また、この当方勘定・先方勘定は当事者間の為替取引自体がいずれの側の自由意思で行なわれたかを区別するものではない。もちろん、この区別もしようと思えばできないことはないが、その場合には本邦の銀行はインドの銀行に対しても円勘定を、またニューヨークの銀行は本邦の銀行に米ドル勘定を開設しなければならない。要するに一通貨に対し相互に勘定を保有し合うわけである。たとえば本邦の銀行はニューヨークの銀行に米ドル建の当方勘定を持つと同時にニューヨークの銀行は本邦の銀行に米ドル建の当

方勘定(本邦為銀の立場からすれば外貨預金となる)を持つことになる。そして、先方の自由意思に基づいてなされた為替取引は当方にある先方名義の米ドル勘定で処理し、当方の自由意思でなされた為替取引は先方にある当方名義の米ドル勘定で処理すれば、先方銀行の自由意思に基づいて行なわれる取引の結果生ずる債権・債務と、当方の自由意思に基づいて行なわれる取引の結果生ずる債権・債務とが明確に区別されることになる。しかし、ユーロ・ダラー預金など、外貨預金制度の発達した今日ではこのような勘定開設も理論的には可能であるが、国際間にまたがる為替取引においては煩さであり、また無意味である。なぜならば第一現在のユーロ・ダラー市場の発達は主として、米ドル保有者が米ドル建債権をそのままの形態で維持するために考案されたものであって、為替取引の決済を目的としたものではないからである。第二にかかる区別をするために、ニューヨークの銀行がわざわざ本邦の為銀に米ドル建勘定を開設することは資金効率率からいっても無駄である。国際間においては取引の必要性に基づき、また必要な通貨建の決済勘定が開設されるが、このような不必要な決済勘定は開設せるべきものではなく、極力勘定をしぼる努力がなされるのは当然であろう。それ故、本邦為銀が米国の銀行に米ドル建の当方勘定を開設しても、先方が本邦為銀に円建の先方勘定を開設するとは限らないし、ましてや米ドル建の先方勘定など開設することはない。

何れにせよ国際間の為替取引においては、何れの側の自由意思で行なわれたかを区別するために、わざわざ不必要な決済勘定を増加させる必要はないし、もしそのために当事者間で紛争の起こる恐れがあるならば、これをあらかじめ予想しうるので、コルレス契約の中に条件として勘定貸借記項目を取決めておけばよい。

以上で当方勘定とは当方、すなわち自行名義の海外コルレス先あるいは本支店に保有されている勘定であり、先方勘定とは先方名義の当方に保有されている勘定であることは理解できたと思われるが、この区別はたんに一つの勘定を異った立場から称するのではなく、自己の立場を中心としてなされた別個の勘定の分類であることも理解しうるであろう。

海外コルレスに開設保有されている勘定は一般の当座預金と類似しているが、その利用方法は異なる。たとえば当座勘定は預金者と同一地域にある銀行に開設されるのが一般的である。従って、預金者は当座小切手を利用しうるのはもちろん、電話一つで何時でもその残高を確認しうる。すべて当座勘定の貸借は銀行の元帳基準である。銀行のこの元帳が預金者の当方勘定そのものであり、預金者の記帳している貸借はメモ的なもの

で、本来の当方勘定ではない。極言すればこれは余り重要性をもったものではないといえよう。ところが、海外コルレス勘定となると当方勘定の元帳自体海外にあるために、その残高を確認することは容易でない。それ故、当方側においても記帳しておく必要がある。そして、この当方の記帳をできるだけ先方にある当方勘定の元帳の記帳と一致させるために、いろいろな工夫がなされてきた。

もし、本支店間であるならば、為替尻の貸借は比較的自由であり、要は為替尻の利息の受払である程度貸借の問題を解決しうるが、他行の場合にはそのようなわけに行かない。それ故、海外コルレス先に保有する当方勘定の残高を明確に把握するためには、毎日電信あるいは国際テレックスにより残高を確認するのが一番良い方法であるが、その費用はぼう大なものとなる。それに郵送途上のものもあり、必ずしも当方の記帳と一致するものではない。逆に先方からの当方勘定に対する貸借記通知を待って、当方の記帳を先方のそれと一致させても、資金効率の面からするとはなはだ非能率的ということになる。そこで一般にとられている方法は旬末、あるいは月末ごとに相互の記帳を確認し合うこととし、当方の仮勘定、たとえば売渡外国為替、あるいは買入外国為替などの勘定科目から決済勘定への振替は過去の実績に基づく平均郵便日数によりこれを処理する方法である。しかし、これとても互に地域的に離れているため、相互の記帳が正確に一致することはないが、その誤差は僅少になるであろう。

このように海外コルレス先あるいは本支店に勘定を保有する場合には当方におけるメモ的記帳は重要性を帯びてくるが、これがまた一つの錯覚を与える。すなわち、当方における記帳、具体的にいえば外国他店貸勘定の記帳が当方勘定であり、海外コルレス先にある当方勘定の元帳は先方勘定であるといった錯覚である。従って、この面からも当方勘定は先方勘定の控勘定 (memorandum %) であるといった誤った理論が引出される。

当方の記帳は技術的必要性に基づいた控であって、当方勘定の本体はあくまで先方にある元帳である。これが当方名義の勘定であって先方からすれば貴方の勘定、すなわち your account なのである。もちろん、当方勘定の残高処分権は当方にあるが、これはあくまで、先方にある当方勘定の残高ベースで行なわれる。当方の控記帳の外貨建残高、すなわち持高ベースで行なわれるのではない。

さて、ここまできるとある程度想像がつくと思うが、国際間の為替取引における決済勘定はその勘定の名義の他に通貨による区別のあることもわかるであろう。すなわち、

自己を中心とすると当方勘定は常に外貨建であり、先方勘定は常に自国貨建であるということである。それ故、当方勘定は自己にとって外貨建であるから、その持高は必ず為替相場変動の危険にさらされることになる。かかる観点からすると当方勘定は人名勘定(personal account)であると同時に商品勘定(goods account)としての性格を兼ね備えていることになる。これを当方勘定の二面性という。

#### 4. 当方勘定の二面性

外国為替の本質は「最終的に自国貨を対価とした外貨債権の売買」である。それ故、銀行は外貨債権を売買したその瞬間から、為替相場変動の危険を負担することになる。この為替危険をいかに排除するかが銀行の一番重要な業務である。要するに為替相場変動の危険が当方にあるのか、先方にあるのかは為替銀行にとって重大な関心事とならざるをえない。このことは決済勘定の持高(当方にとつての外貨建残高)に対しても同じことがいえる。この面からすると、当方勘定に対する当方側の控記帳は、たとえ先方の記帳と若干の誤差があったとしても重要な資料であり、これなくしては為替銀行は為替操作の方法を見出すことができない。なぜなら外貨資金がどれだけあるのか、即座に把握しえないからである。

既に述べたように国際間にまたがる為替取引にあっては、最終的な為替尻決済勘定に振替えられるまでには一定の日時を要するため、一時的な仮勘定科目、たとえば売渡外国為替あるいは買入外国為替などの勘定科目で受記し、後日一定の郵送期間経過後、はじめて為替尻を決済する外国為替決済勘定に振替えられる。ここで重要なことは仮勘定科目に受記されている債権・債務は銀行の顧客に対するもので、これらが支払われたり、また取立られると為替尻を決済する外国為替決済勘定を通じてコルレス先、あるいは本支店に対する債権・債務そのものに転化されることである。もちろん、これら仮勘定科目で受記する段階でも為替の危険は当方で負担することになる。しかし、この仮勘定科目の段階では未だ一般的な外貨債権となっていないので、そのままで他に転売することはできない。たとえば顧客の輸出手形をそのまま銀行が裏書して、他に転売することはできないであろう。この仮勘定科目の段階における外貨債権・債務はいわば未完成品である。これらの完成品が海外コルレス先あるいは本支店間における当方勘定の残高であるが、この残高を当方がたえずゼロにするということとはありえない。なぜならば、銀行はたえず日常の業務に必要な一定の外貨資金を、運転資金として保有しなければなら

らないからである。すると、当方の記帳は先方のそれと少々の誤差があつたとしても、別な意味で重要な意義をもつてくる。それは前に述べた地域的隔差の他に商品勘定としての意義をもつてくることである。当方勘定の先方記帳はそれ自体の意義はあつたとしても、先方からすれば自国通貨建の勘定であり、その点では一般の預金勘定あるいは貸付勘定となんら異なるところはない。しかし、当方にとってこれらの勘定は商品勘定として、その在庫状態を示すものであり、商品価格の変動、すなわち相場の変動は、時には当方側の生死を決する程重要なものである。それ故、先方記帳の残高を正確に確認することが技術的に困難であり、他方先方からすると商品的側面の意義がないとなると、当方勘定に対する当方のいわゆる控記帳は、商品的側面においては唯一の元帳で、必要欠くべからざる帳簿であるといえる。

一般に当方勘定の当方記帳に対し、外国他店当方口、あるいはニューヨーク支店当方口という口座をもうけ、これらを英語でニューヨーク Our とか Our account といっている。これが混乱を引起す一つの原因となっているように思われる。この場合の当方口、すなわち Our account の意味は、持高（当方記帳に基づく外貨建残高）に対する相場変動の危険が当方側にあるという意味である。従って、この当方における控記帳は商品的側面からすると補助的な元帳というよりも、商品在庫の元帳そのものとなる。なぜならばすでに述べたように、海外コルレス先の先方記帳残高は一定の時間を経過した後でなければ正確に把握しえないし、また即時に確認しえたとしても相当の費用を要し手軽に利用しえないからである。

たんに当方勘定といった場合この記帳の繁雑さからいろいろと混乱を起しやすいが、名義的な観点からする、換言すれば人的側面からする当方勘定と当方の記帳上の当方口とは厳密に区別すべきであろう。従って、勘定名義に重点を指向しすぎて当方の記帳をたんなる控記帳と考えるのも行過ぎであるし、商品的側面にのみ重点を指向しすぎて当方の記帳にのみ心をうばわれるのも一考を要する。当方勘定の先方記帳は当方名義の当座勘定としての元帳であり、当方の対応記帳は商品勘定としての商品在庫元帳で、両者はそれぞれ別の観点から共に重要性をもつものである。しかし、当方勘定の商品的側面は当方側の問題であり、先方は無関係である。先方との関係からすれば当方勘定はやはり決済勘定であり、一般の当座勘定とほぼ同一の機能を果すものである。当方勘定はこのように二面的性格をもっているが、相手先との関係でこのような用語が生じたのであろう。従って、決済勘定としての当方勘定は先方にある当方名義の勘定をいうので



あって、当方の名義に重点を置かれ、先方記帳が基準となる。

さて、国際貸借決済においては通常当方を中心として、当方勘定と先方勘定の二勘定制が用いられる。しかし、当方の通貨に交換性が付与されていない場合、あるいは交換性があっても取引通貨として用いられていない場合には、一勘定制で行なわれる。すなわち、当方の保有する相手国通貨建勘定ですべて貸借記が行なわれるのである。

当方勘定 (Our account) と先方勘定 (Their account) という区別はわが国独自のもののようで、欧州では通貨 Nostro, Vostro および Loro account という言葉が用いられている。

## 5. Nostro, Vostro および Loro account

これらの用語の語源はイタリア語である。Conto Nostro および Conto Vostro はわが国の文献でもしばしば出合うが、Loro に至っては取扱っている文献がほとんどない。まず、これらの用語の意味から説明してみよう。Conto Nostro, すなわち Nostro account という意味は “our account with you” であり、Vostro account は “your account with us” という意味である。

Evitt は A Manual of Foreign Exchange 5 th ed. (p. 38) においてこれらの勘定を次のように説明している。これはオーソドックスの定義でもあり、全文を引用してみよう。『銀行が前述のような役割を果すものである以上、自行名義で海外の銀行に当座勘定や預金勘定をもち、それを操作できる状態になければならないことは明らかである。それは個人が国内で自己の銀行勘定を使用するのと同様である。これらの勘定には貸借記項目として送られる仕向け通貨建のすべてのものが貸記され、引落すように指示されたすべての支払が借記される。ここでも、ある通貨の流通しているところでこそ、その通貨をもつことが役立つということを繰り返しておきたい。すなわち、たとえば、ロンドンの銀行が米ドルを客から買い、それを他の客に売るような場合、米ドルは実際にはアメリカで接受しなければならないが、他方、買入価格と売価とは、ロンドンで英ポンドで受払される。国際的銀行業務を行なう英国の銀行は、海外の銀行に、先方国の通貨建の自己勘定をもつであろうが、この勘定を「コルレス勘定」(Correspondents account) または「当方勘定」(Nostro あるいは Our account) と呼ぶ。これにたいする自行の帳簿には、外国通貨額が英ポンド対価と並べて表示される。ロンドンのある銀行が顧客から、フランス・フラン建の一覽払手形を、取決めた為替相場で購入

ったとすれば、その銀行は、自行にある取立先フランス側銀行預け金勘定を借記するであろう。そして、手形の額面を当該通貨欄に表示し、またそれに対応して顧客に支払うかまたはその勘定に貸記する英ポンド換算額を表示するであろう。そのコルレス先から、手形が取立てられ自行海外勘定に貸記されたという報知を受取るが、印紙税と取立手数料の引落しの通知をいっしう受取るだろう。その銀行は、そこでフランス側銀行名義の自行帳簿上の勘定にこれら小項目を貸記し、同時にそれらに対応して顧客に請求し、または、顧客勘定を引落とすときの為替相場による英ポンド換算額を表示するのである。これら「当方勘定」の運用上の最終的損益は、一定期間の終りにその時の為替相場で外貨の確定持高を引直すことによって確められる。

そして、もし英ポンドの貸借記欄の差額より以上の額を、この引直し額が示していればその勘定では利益が上がったわけである。しかしながら英ポンドを勘定の貸方へ振替えることが、その勘定を均衡させるために必要であれば、その期間中の勘定の運用は損失を示したといえる。

これと逆に、外国の銀行は英国の銀行に英ポンド勘定を保持し、この勘定は国内の顧客の当座勘定と同じように運用される。

これらの勘定は「貴方勘定」(Vostro あるいは Your accounts) と呼ぶ。

外国通貨であると国内通貨であるとを問わず、第三者名義勘定に対しては通常「第三者名義勘定」(Loro あるいは Their accounts) と呼び。

以上を要約すれば――

「当方勘定」とは、当該外国通貨建で保持される外国にある勘定で、貴方にある当方の勘定の意味である。

「貴方勘定」とは、国内通貨建の国内にある勘定で、当方にある貴方の勘定の意味である。

「第三者名義勘定」とは、国内通貨建でも、外国通貨建でもよく、第三者の勘定の意味である。』

Evitt のこれら勘定に対する定義は当時としては正しいのであるが、現在では適正といえない。現状をまず考えてみると欧米ではもちろん、わが国においても本邦為替銀行は在日米銀支店に対し米ドル建の勘定を開設していることはすでに既成の事実である。

これも本邦為銀からすれば Nostro account であり、しかも、これは本邦内に保有されているもので、海外にある勘定ではない。

それ故、Nostro account を Evitt が要約定義したように「当方勘定」とは、当該外国通貨建てで保持される外国にある勘定であるということができないことである。今次大戦後におけるもっとも特異な点は外貨預金制度の発達である。この面から Nostro, Vostro, および Loro account の定義も現在では新しい局面から定義し直す必要がある。

## 6. 戦前の外貨預金

外貨預金は戦前においても欧州において少額ながら一般の銀行が受け入れていた。しかし、当時の一般的考え方として預金勘定はその預金通貨の流通している国の金融機関に開設すべきで、それ以外の国に外貨預金として勘定を開設することは異例であった。従って、この外貨預金を受け入れる銀行も一部の優良な顧客に限定し、しかも約定書を取り、すべての責任を顧客に転嫁した上でなければ開設に応じなかった。これは一つには通信網が現在ほど発達していなかったため、外国通貨の動向に関する情報のキャッチがむづかしい点にあったのである。

このような約定書に基づいて銀行は顧客から外貨預金を預かることになるが、その対価は当然海外コルレス先の当方勘定で外貨で受領する。換言すると銀行は顧客に対し、外貨債務を負うと同時に Nostro account で同額の外貨債権を取得する。この顧客の外貨預金を Loro account というのである。

他方、この外貨預金を引受ける銀行はどのようにしたかという点と海外コルレス先の Nostro account を No. 1 % と No. 2 % の二つにおいて、一般の取引決済に用いる外貨資金は No. 1 %、顧客の外貨預金に見合った外貨資金は No. 2 % に保有して、現金のまままで同額別除するか、あるいは Nostro % 一本で見合資金をこみで受記し、外貨預金残高を別に earmark する方法がとられた。

恐らく、当時としてはこれらの外貨預金は少額であったであろうし、また銀行からすれば顧客の外貨引出しのない限り Nostro account の外貨資金を、その間他に運してもよいわけであるが、経費だおれとなるので一般に海外のコルレス先に預けたままにしておくのが当時の慣習であった。

現在のようにユーロ・カレンシー取引などに慣れている人々にとっては、まことに当時の銀行は非能率であったと思うかも知れないが、当時の状況としてはいたしかたなかったのである。

## 7. 外貨預金制度の発達

戦後、本邦為替銀行が在日米系銀行に米ドル建の預金勘定を開設した当時は、その理論的裏付に苦慮しながらも、その相互の有益性を認めざるをえなかった。しかし、預金勘定は、その通貨の流通している金融市場に開設するのが原則であるという戦前から継承されている考え方はぬけきらなかった。他方、当時英ポンド取引については、英国の為替管理法上在日英系銀行がそのロンドンにある自行本支店あるいは principal の agent として行為するため、本邦為銀の英ポンド本勘定はロンドンに開設されていた。それ故米ドル預金もいずれは戦前のオーソドックスな型に戻るものと期待しているものが多かったように思う。このような考え方を根本的に変革させたのはユーロ・ダラー市場の発達であった。今日では法的根拠はそれぞれ異なっているが、本邦為銀が他の本邦為銀、商社あるいは船会社などから外貨預金を受入れているのは珍しいことではない。

在米の米ドル預金が米国以外に存在する金融機関に再預託される事例はすでに述べたように以前から行なわれていた。しかし、その取引量が大量にのぼり、しかも一定の秩序立った市場が形成されるようになったのは1950年代のことである。これらの市場は最初の頃には“foreign currency deposit”とか“the market for U.S. dollar deposit in Europe”などといわれていたが、1955年頃からユーロ・ダラーと呼ばれるようになった。ユーロ・ダラー市場を形成せしめた要因はなにか。

よく一般にいわれているのが「米国の連邦準備制度理事会による同国銀行の定期預金に対する利率の最高限に関する規制」、すなわちいわゆる Regulation Q の存在である。アインツィヒなどもユーロ・ダラーの発生は主として Regulation Q に負うとしており、これと同じ見解を持つ人はかなり多い。しかし、これは誤りであろう。なぜならば Regulation Q は昨日や今日できたものではなく、齢30才を超えている規制であり、他方ユーロ・ダラー市場が真の意味で発展し始めたのはここ数年に過ぎない。しかも Regulation Q は米国の専売特許ではない。非居住者預金付利禁止はドイツ、スイス、フランスでも制定されており、前二者については非居住者預金の全部または一部を強制準備という名目で発券銀行に無利息で再預記させる義務を銀行に課すという形式で強化されている。これらの Regulation Q の“Ersatz”（代替）規制はユーロ・フランス・フラン、ドイツ・マルクあるいはユーロ・スイス・フラン市場の発展と並行していない。もちろん、米国の Regulation Q がユーロ・ダラー市場を発展せしめた要因

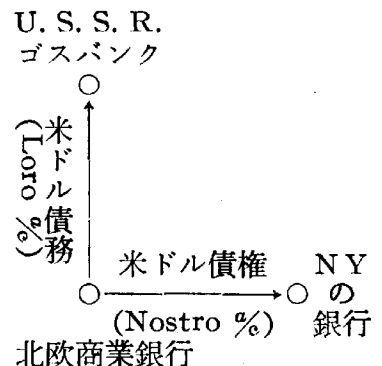
の一つに数えられたとしても、これが市場形式発展の唯一の要因とみることは妥当でない。この点をいち早く指摘したのはフランス銀行外国局長ジュリアン・コジュール氏である。彼は1964年4月24日フランスのフォレックス・クラブでユーロ・ダラーについて講演を行ないこの点を指摘している。Regulation Q をユーロ・ダラー発生の一因の原因と考える論者からすれば米ドルというカネは、どこまでも米国のカネであって、現実には米国以外には存在しないが、米ドルの預金勘定をひらくことは、相手の銀行が外貨預金を扱っている限り、世界中どこへいっても可能であるということになる。それならばすでに Regulation Q の存在した戦前において何故今日のように大規模なユーロ・ダラー市場が形成されなかったのであろうか。この点が明解されない限り、かかる主張は無意味である。もちろん、これら原因の中には主たるものと従たるものがあるが、これを究明するにはユーロ・ダラー発生の一因を考へてみる必要がある。

まず、最初の動機となったのは1950年代の初期に、東ヨーロッパの中央銀行やその他の銀行が自己名義で米国の銀行に保有している米ドル預金を米ソ関係の悪化から米国側に凍結されることを恐れて、これらを短期預金の形で比較的低利で西ヨーロッパの銀行に提供したのにはじまる。ソ連の Gosbank とそのパリーにおけるコルレス先である北欧商業銀行 (Banque Commerciale pour l'Europe du Nord) との間に行なわれたものが、この種の米ドル預金取極の最初のものである。他のソ連圏銀行もこれにならば、西欧の銀行との間に類似の預金取引を行なった。

ここまでは戦前の外貨預金と異なるものではない。しかし、預金者の動機は、政治的な問題から起こっている。もし米ソ両国の間に戦争が起これば、当然在米のソ連資産は凍結されるであろう。米国としてはソ連名義の資産を押えればよい。わが国でも、今次大戦の直前対日資産の凍結という苦い経験を持っている。

第1図を参照されたい。もし、Gosbank が北欧商業銀行に米ドルのまま預金をしたならばどのようなことになるか。Gosbank は従来ニューヨークの銀行に有していた米ドル預金を払出して、北欧商業銀行に渡さなくてはならない。実務的にはニューヨークの銀行において Gosbank 名義の預金残高が北欧商業名義の勘定に振替えられる。かくすることにより預金者名義がソ連名義からフランス名義となるので、たとえ米ソ間に

第 1 図



戦争が起っても米国政府はこの預金残高を対敵資産として差押えることはできない。ソ連は安定通貨である米ドルのままで、しかも凍結される心配がないからそれだけ有利となる。この米ドル預金を受入れた北欧商業銀行の立場はゴスバンクに外貨債務を負うと同時にニューヨークの銀行に対して同額の外貨債権を持つことになる。第1図で示されているように北欧商業銀行の Loro % はニューヨークの銀行に保有している Nostro % (or Our %) の外貨資金と見合っている。北欧商業銀行がこの Nostro % を Loro % と見合わせているだけであるならば、あるいは Nostro No. 2 % として Loro % の残高をそのまま別除しているだけであるならば、戦前の外貨預金となんら異ならない。強いていえば、金額が大きくなっただけであろう。

しかし、当時米ドル不足に悩んでいたヨーロッパにおいては、米ドル資金に対する需要が極めて大きかったので、預け入れを受けたヨーロッパの銀行は見合いの米ドル資金を自国および他国においてこれを有利に運用することを考えた。かくして、ユーロ・ダラー預金は投資市場と結合して、ユーロ・ダラー市場に、また最近ではさらにユーロ・カレンシイ市場へと発展したのである。

この Loro % に対する見合の Nostro % 残高を運用し始めた点が、戦前の外貨預金と根本的に異なるところである。一般に銀行は国内でも預金を集め、これを貸付けているのに、なぜこのようなことが戦前の外貨預金の場合行なわれなかったのであろうか。一つには外貨預金に対する一般の考え方、すなわち預金勘定はその通貨の流通する国の金融機関に開設するという考え方が支配的であったことであるが、もう一つはこのような考え方を支配的にさせた通信機関の未発達である。

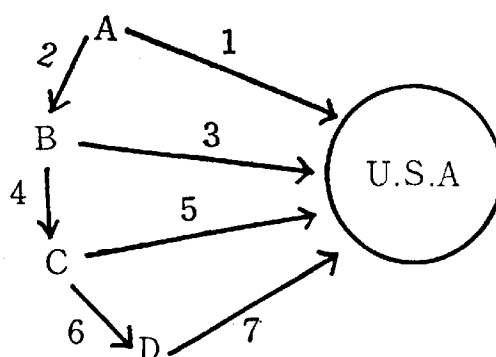
当時の通信機関としては電信と電話であるが、前者は時差の関係で往復に少なくとも一日を要したし、長距離電話に至っては回線が少ないために順番を待たねばならず、長時間を空費しなければならない状態であった。それ故、電話の交換手に特別のチップを出し他行より早くつないでもらったり、電話と電報を併用したりすることが多かったが、その費用は馬鹿にならなかった。このような状態であると、相手国通貨の相場動向に関する情報はキャッチできないし、しかもこれらの外貨預金が少額であれば、無理して経費倒れの運用を考える必要はなくなってしまうのである。ところが戦後の欧米諸国における通信機関の発達が目ざましいものがあり、即時に通信しうる国際テレックスや国際電話はどここの国にいても、まただれでも同時に世界の情報をキャッチしうるし、すべての取引を迅速に行ないうるように変化させた。このような状態になると、国際的な

取引も国内取引と同じ立場におかれるようになるし、他方その金額も大きくなれば外貨預金の見合資金を運用するようになるのは当然である。他方、採算に合えばユーロ・ダラーの取入れも活発化してくる。このようにして発展したユーロ・ダラー市場はパリを中心として発展し、やがてゴスパンクのロンドンにおけるコルレス先であるモスクワ・ナロドニー・バンク (Moscow Narodny Bank) がユーロ・ダラーの有力な一員として活動をはじめ、ロンドンの銀行もこれら取引に参加したので、短期間の中にロンドンはユーロ・ダラー市場の中心地となった。

この他にもユーロ・ダラー市場を発展させた要因がある。たとえば1957年秋の英ポンド危機に際してとられた英国のリファイナンス利用の禁止、前述した米国の Regulation Q, 1958年以來の米国々際収支の継続的赤字、同年末の西欧通貨の交換性回復などがある。しかし、これらは副次的なもので、ユーロ・ダラー市場発展の刺激剤ではあるが、主因ではない。なぜならばもし現在のように通信機関が発達しなかったならば、ユーロ・ダラー資金の運用を積極的に行ないえたかどうか甚だ疑問であるからである。要するにユーロ・ダラー市場形成の主因は、(1)米ドルが準備通貨として受入れられていること、(2)政治的要因、(3)通信機関の発達、(4)それに伴う取引関係者の外貨預金に対する考え方の変化の四点に求められるであろう。

ユーロ・ダラーを詳細に論ずることは本論から離れるので別の機会に譲ることとし、ここではユーロ・ダラーの本質を勘定面から考えてみよう。第2図のようにまず米国

第2図



非居住者であるAが米国の銀行に米ドル預金を保有していれば1はAのNostro %である。もしAがこの米ドル預金を同じ米国非居住者であるBに預け替えれば1の関係は消滅して、AはBにNostro %を持つことになる。他方、BはAに対してLoro %を持つと同時に米国の銀行に対し同額のNostro %を保有する。さらにBがCに預け替えれば3の関係が消滅して、4と5の関係が起こってくる。いずれにせよ2, 4, 6はユーロ・ダラーの受入側からすればLoro %であり、これがユーロ・ダラー預金である。他方、1, 3, 5, 7はNostro %で、最近この勘定をRegular %といている文献もある。しかし、もしBがユーロ・ダラー債を募集したところ、これ

に対してAが応募したとすると1の関係は消滅して、2、3の関係が起こるが、2はこの場合決済勘定としての性格を失い、債券によって表象される外貨債務となる。従って、決済勘定としての Loro % とはいえない。

第2図を見てもわかるようにユーロ・ダラー市場取引は乗数的に拡張して信用を創出しているが、A、B、C、Dの信用あるいはかれらの資金運用の仕方いかんによっては危険性を内包している。これらに対しては、各国それぞれの対策をとっているので、現在までのところ二、三の事件があるにはあったが、余り大きな問題は起っていないようである。また、Aの保有している米ドルは対米輸出あるいは米国居住者からの投資の結果入手したものであるかも知れない。そして最後の借り手Dがこの資金で米国から商品を購入したとすれば、この米ドルは米国の居住者である輸出業者に支払われる。この米国輸出業者がこれをユーロ・ダラー市場に投資すれば、市場への追加信用創出となる。他方Dは、たとえ自行の米国金融機関からの借入れ枠が限度一ぱいであったとしても、このようにユーロ・ダラー市場から金融を受けることができる。換言すればユーロ・ダラー市場とは米ドル預金の idle balance を、米国非居住者である海外銀行が仲介して、active balance に転換しながら信用を創出して行く機構といえよう。しかし、この乗数的米ドル信用創出過程は国内のそれと異なっている。なぜならば国内における信用創出過程は一般大衆の預金増加に関係があるが、ユーロ・ダラーの場合には米国非居住者である銀行間の再預託で、もしユーロ・ダラー仲介銀行のバランス・シートを総合すれば、乗数的米ドル信用創出は消えてなくなるからである。

最近では米ドルのみならず、その他の欧州通貨の取引も行なわれ、ユーロ・カレンシイ市場といわれているが、これらは、やはり一つの外貨預金制度と同じものである。戦前の外貨預金制度と異なる唯一の点は Nostro % の見合資金を運用するようになったことで、この事実を忘れてはならない。

## 8. Nostro, Vostro および Loro account, 定義修正と今後の問題

今日外国為替の本質を「最終的に自国貨を対価とした外貨債権の売買」と定義し、戦前の「国際間の貸借決済」という定義を踏襲しえざる大きな原因は通信機関の発達に基づく外貨預金制度の普及である。なぜならば外貨預金制度の発達は国際間にまたがらなくとも外国為替の売買、またその引渡しを同一国内において可能にしたからである。す



ると、その決済勘定である Nostro, Vostro および Loro 勘定の定義も当然変わってくる筈である。

まず戦前のこれら勘定の定義は前述の Evitt の説明でつくされていると思うのでこれを図示してみよう。しかし、当時、外貨預金は金融機関以外の一般顧客の勘定であったことを注意しなければならない。

戦前においては A 図のような関係になろう。もちろん、これら Nostro, Vostro は A・B 両行のそれぞれの立場からみた場合である。従って、これら勘定の名義関係は、Evitt の説明通りで、Nostro % は海外コルレス先に保有する先方通貨建、すなわち外貨建の当方名義勘定であり、Vostro % は先方が当方に保有する当方通貨建、すなわち自国貨建勘定である。また、Loro % はこの場合顧客という第三者名義の外貨建勘定であることは一目瞭然であろう。

A 図

英 国		米 国	
A Bank		B Bank	
債 権	債 務	債 権	債 務
Nostro % 米ドル建 No. 1	.....	Vostro % 米ドル建 No. 1	
Nostro % 米ドル建 No. 2	Loro % 米ドル建 (顧客外貨預金)	Vostro % 米ドル建 No. 2	
Vostro % 英ポンド建 No. 1	.....	Nostro % 英ポンド建 No. 1	
Vostro % 英ポンド建 No. 2	.....	Nostro % 英ポンド建 No. 2	Loro % 英ポンド建 (顧客外貨預金)

しかし、戦後のようにユーロ・カレンシ取引など、銀行間の外貨預金制度が発達してくると、このような定義では間に合わなくなってくる。たとえば、本邦為銀は本邦にある為銀あるいは在日外銀に外貨建の勘定を保有している。この勘定は本邦為銀からすれば明らかに Nostro % であり、先方からすれば、Loro % であるが、相対の勘定であるので、先方からすると外貨建の Vostro % ではないかという疑問が生ずる。それにもかかわらず、強いてこの勘定を Loro % と称するならば“Loro”という言葉の中

B 図

日 本				米 国	
A Bank		B Bank		C Bank	
債 権	債 務	債 権	債 務	債 権	債 務
Nostro % 米ドル建	.....	Loro % 米ドル建	.....	Vostro % 米ドル建	.....
		Nostro % 米ドル建	.....		

に存在する「第三者名義」という意味が後退するという批判が生じよう。しかし、果してそうであろうか。B 図はこの間の事情を示すものである。A, B 両行だけを考えれば A 行の B 行に有する米ドル建勘定は Nostro % であり、B 行からすると A に対し Your % といえるが、Vostro % とはいえないのである。なぜならば Nostro % は当方名義で先方に保有する外貨建勘定であり、また Vostro % とは先方名義で当方に保有する当方通貨建の勘定を指すのであるが、ここで問題となっている B 行にある A 行名義の勘定は、外貨建であるからである。

S. E. Thomas は Loro % を次のように定義している。すなわち、*“The foreign currency balances or accounts of the various customers are known in the foreign branch as loro (i. e. their) balance or accounts, ...”* 「いろいろな顧客の外貨預金勘定残高を外国部で Loro % と称している」と述べている。(Chapter 8, The Principles and Arithmetic of Foreign Exchange, 6 th ed., London, 1934)

従って、本邦所在の B 銀行における本邦 A 銀行の米ドル建預金は、当然 B 銀行では *“A Bank's Loro %”* と称さなくてはならない。Loro % と呼ぶのは B 行である。しかも、B 行の米ドル建勘定の主体的基本関係は C 行との間に存在する。換言すれば、A 行は第三者である。それ故、B 行にとって A 行名義の米ドル勘定はやはり第三者名義外貨建勘定といえることができる。

最後に、今まで述べてきた論旨を要約する意味で、改めて各種決済勘定を定義しなおしてみよう。

(1) Nostro Account (or Our %)

当方勘定とは当方名義で本支店あるいはコルレス先に保有する外貨建の勘定である。

すでに述べたように、今日では海外にある本支店やコルレス先にかかる勘定を保

有するだけでなく、本邦にある他銀行にも外貨勘定を開設しているのでこのように定義しなければならない。

(2) Vostro Account (or Your %)

貴方勘定とは相手先名義で当方に保有する当方通貨建の勘定である。

この勘定については戦前の「先方勘定」(Their Account)の定義と異ならないが、今日では Loro Account の重要性が増大してきたので、まぎらわしい第三人称の「先方」(their) という用語はさけるべきであろう。

(3) Loro Account

第三者が当方に保有する外貨建あるいは当方自国貨建の第三者名義の勘定である。

本来 Loro % は第三者名義の預金債務であるが、今後外貨預金制度の発達により当然 overdraft も考えられる。しかし、この場合でも第三者への貸付であることには間違いないので、第三者名義の預金勘定ではなく、たんに勘定と定義した。

これらの決済勘定には、名義の他に必ず通貨の問題が付きまってくる。そして、Loro % が従来顧客の第三者名義の預金勘定として単純に考えられていたが、今後ユーロ・カレンシイ取引など銀行間の外貨預金取引が増大すると「第三者名義」と解するのに難かしいケースの生ずることがある。たとえば、ドイツの銀行がロンドンにユーロ・マルク預金をした。ところがこれを取入れたロンドンの銀行が、ドイツ・マルクをそのまま同一のドイツの銀行に再預託した場合などである。これも強いて考えればロンドンの銀行が同一法人であるドイツの銀行を二つの法人を解することにより、第三者名義の預金勘定とみなすことができるが、複雑化してくる。

将来、銀行間の外貨預金取引および外国為替取引が多角的に、現在よりも一そう活発化してくると、これらの決済勘定も名義よりも外貨の為替リスクの方に重点が移り、これら勘定における当方外貨建債権残高を Nostro, 外貨建債務残高を Loro, 当方通貨建の債務残高を Vostro というようになる時代も遠からず訪れることであろう。